

業務指示書

ベトナム国チョーライ第二病院整備事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年9月11日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課

中野 勉

Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年9月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：病院整備に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は2名を上限とする。上記記、「2.2 業務の実施方針等、(4) 要員計画画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ベトナム及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年9月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(VND1 = 0.0046 円 , US\$1 = 98.100 円 , EUR1 = 130.100 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/病院運営
病院建築計画
病院管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年10月2日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国チョーライ第二病院整備事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/病院運営	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: 病院建築計画	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: 病院管理	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2. 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査（要請）の背景

(1) 当該国における保健医療セクターの現状と課題

ベトナムでは、政府による保健医療改革に加え各国からの援助もあり、各種保健指標は改善し、ミレニアム開発目標の2015年までの達成が見込まれる。具体的には、乳児死亡数（1,000出生あたり）は1990年の36から2011年の17へ減少、妊産婦死亡数（10万出生あたり）は1990年の240から2011年の59へ減少している。他方、都市部と地方部で改善状況に格差があり、2008年時点で、乳児死亡数（1,000出生あたり）は都市部の11に対し地方部は30、妊産婦死亡数（10万出生あたり）は都市部の50に対し地方部は120、人口1万人あたりベッド数は都市部の28床に対し地方部は16床と、地方部住民が十分な恩恵を受けておらず、保健指標や医療アクセスの地域間格差が拡大している。

保健医療の体制については、第一次（コミュン・郡レベル）、第二次（省レベル）、第三次（中央レベル）の三層構造から成り、疾患状態に応じて適切な医療を受けることができる医療機関へと各レベル間で患者を紹介・搬送するリファラル・システムが存在する。しかしながら、各地方省は独自の財源に乏しく、保健医療セクターに十分な予算を配分できていないため、省病院の多くは施設・機材が不十分で、医療従事者の質、量ともに不足している。その結果、下位レベルの医療機関に対する患者の信頼は低く、上位レベルの医療機関に患者が過度に集中し、中央レベルの拠点病院においては200%近い病床稼働率となるなど、サービスの質の低下と医療システム全体の機能不全が生じている。

ベトナム国南部ホーチミン市に位置するチョーライ病院においても、計画病床数1,800床に対して、実際には約2,500床が稼働しており、更にベッドを2人の患者がシェアする状況も見られ、院内感染のリスク、医療サービスの質の低下が深刻な問題となっており、医療環境の改善が喫緊の課題となっている。

かかる状況を踏まえ、2013年1月に行われた日越首脳会談において、ベトナム政府より我が国政府に対して、南部の拠点病院であるチョーライ病院の過度な患者の集中による混雑解消を目的としたチョーライ第二病院整備事業（以下、「本事業」）に係る支援の要望があった。

(2) 当該国における保健医療セクターの開発政策と本事業の位置付け

ベトナム政府は「社会経済開発10カ年戦略（2011年～2020年）」において、医療システムの発展のために、ハノイ市、ホーチミン市及びその他の地域において高次の専門病院を新規に複数建設すること、大病院の過度な負担状況を早期に克服すること、公立病院の運営を自主的かつ透明性のある体制に改善する

ことなどを目標に掲げている。また、保健医療政策方針（2008年5月）においても病床数の増加を通じた医療サービスの向上が謳われていることから、本事業は、これら戦略・方針に合致する。

（3）保健医療セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対ベトナム国別援助方針(2012年12月)において、重点分野の一つである「脆弱性への対応」の中に、「社会・生活面の向上と貧困削減、格差是正を図るため、保健医療、社会保障・社会的弱者支援などの分野における体制整備」が謳われている。また、事業展開計画では従前に支援してきた中央レベルの3拠点病院(ハノイ市バックマイ病院、フエ市フエ中央病院、ホーチミン市チョーライ病院)を中心とした保健医療体制の整備を行うとしており、本事業はこれら方針・計画に合致する。

（主な実績）

【無償資金協力】「チョーライ病院改修計画」（以下、E/N 署名年と供与額。1992年：8.4億円、1993年：8.03億円、1994年：8.77億円）

【技術協力】「チョーライ病院プロジェクト」（1995～1999年）、「南部地域保健医療人材能力向上プロジェクト」（2004～2009年）、「保健医療従事者の質の改善プロジェクト」（2010～2015年）

【有償資金協力】「地方病院医療開発事業」（2005年3月承諾）、「地方病院医療開発事業（II）」（2012年3月承諾）

2. 事業の概要

ベトナム保健省が計画している本事業の概要は以下のとおり。詳細は配布資料（PROJECT ON CONSTRUCTION THE SECOND BRANCH OF THE CHO RAY HOSPITAL）参照。

（1）事業目的

- ① チョーライ第二病院建設により、ベトナム南部及びホーチミン市の患者を受け入れているチョーライ病院の過負荷を緩和し、医療サービスの質の向上を図る。
- ② チョーライ第二病院において高度先進医療を推進する。
- ③ チョーライ第二病院を医療人材の育成、研修、技術移転の拠点とする。
- ④ チョーライ第二病院を病院における品質管理のモデルとする。

（2）事業内容

病院施設建設、医療機材整備（高度先進医療に重点）、病院管理運営能

力の強化（IT 技術の活用を含む）

(3) 事業実施機関

保健省、チョーライ病院

(4) 病院概要

1) 病床数：1,000 床

2) 診療科：32 臨床科と 12 臨床関連科（具体的には以下のとおり）

32 臨床科

1. Examination department
2. Daily examination and treatment
3. Emergency
4. Intensive care unite
5. Internal cardiovascular
6. Intervention cardiovascular
7. Internal respiratory – TB
8. Internal nephrology
9. Artificial kidney
10. Internal muscle – skeleton – articulation
11. General internal medicine and tropical diseases
12. Internal gastro logy
13. Internal neurology
14. Endocrinology
15. Selective treatment
16. Hematology
17. Anesthesia – Resuscitation
18. Resuscitation – heart surgery
19. Vascular surgery
20. Surgery gastro logy
21. Surgical liver – bile – pancreas
22. Surgical urology
23. Surgical trauma
24. Surgical neurology
25. Surgical chest
26. Burn
27. ENT
28. Eye
29. Obstetrics

- 30. Pediatrics
- 31. Rehabilitation (Therapy)
- 32. Traditional Medicine

12 臨床関連科

- 1. Hematology analysis
- 2. Bio chemistry
- 3. Micro biology
- 4. Imaging diagnosis
- 5. Nuclear medicine
- 6. Ultrasound and functional examination
- 7. Endoscope
- 8. Anatomy
- 9. Infection Control
- 10. Sterilization
- 11. Pharmacy
- 12. Clinical nutrition

- 3) 事業部：管理部、人材部、企画部、看護部、財務会計部等 13 部

3. 調査の目的

本調査は、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査及び関連する技術協力案件の形成のために必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

4. 調査の範囲

本調査は、ベトナム政府から要望されている「チョーライ第二病院整備事業」について、「3. 調査の目的」を達成するため、「5. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 調査方針及び留意事項

- (1) 円借款検討資料としての位置付け

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を機構が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時機構と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、ベトナム側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

（２） 調査実施における機構及び実施機関との協議について

成果品のうち、インテリム・レポート（中間報告書）、ドラフト・ファイナル・レポートの作成においては、機構との協議とともに、特に保健省、チョーライ病院を始めとしたベトナム側実施機関とも内容を協議・確認のうえ、最終化する。また、調査期間を通じて、必要に応じて、適宜機構と協議を行い、調査の進捗や課題等を共有する。

（３） チョーライ第二病院の機能・役割について

上位政策としてベトナム、ベトナム南部地域及びホーチミン市における保健医療体制を確認のうえ、ベトナム南部及びホーチミン市の将来の保健医療体制（医療機関配置計画）におけるチョーライ第二病院の位置付けと果たすべき役割、特に既存のチョーライ病院とチョーライ第二病院の役割分担（病院運営管理体制、提供する医療サービス、裨益患者数、リファラル体制、地域の医療行政における位置付け等）につき確認と検討を行う。

更に、既存のチョーライ病院の混雑緩和を実現するためには、チョーライ第二病院の建設による施設・人材拡充だけでなく、周辺省の省病院を中心に他医療機関のレベルを上げることも必要である。この観点から、既存チョーライ病院及びチョーライ第二病院が果たすべき下位病院への指導機能についても検討する。

（４） チョーライ第二病院の人材確保について

チョーライ第二病院の運営に必要な人材の確保と育成方法につき、検討する。その際、医療人材の流出によるチョーライ病院及び他医療機関の機能低下等のネガティブな影響の検討とその予防・緩和策を提案する。

（５） 病院運営・管理に関する我が国の知見の活用

完成後の効率的な運用を考慮し、我が国の官・民が有する病院運営、人材育成等に関する知見・ノウハウ活用について、可能性及び具体的な方法を確認・

検討する。

(6) チョーライ第二病院に係る国内有識者委員会との協議について

病院運営・維持管理体制、及び人材育成（技術支援）計画については、チョーライ第二病院に関し今後設立可能性のある日本国内有識者委員会の助言を踏まえて、検討を行う。

(7) 本邦技術活用条件（STEP）の適用可能性

日本の優れた医療技術の海外展開の推進及び円借款の戦略的活用の観点から、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）の適用可能性を検討する。また、日本の医療機材・医薬品等のベトナムへの導入において留意すべきベトナム側の規制、導入の阻害要因となる政策・制度面を含めた分析とその改善案についても提案する。

(8) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の参照

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（機構ウェブサイトより閲覧可能）を参照する。同マニュアルは、設計・積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

6. 調査の内容

(1) 事業の背景と必要性の確認・検討

事業の背景と必要性につき、下記の項目について確認する。

1) ベトナムにおける保健医療セクターの現状・課題と関連政策

ベトナム国全体の保健医療セクターの現状・課題及び関連政策とその動向について確認する。全国の拠点病院、省病院の稼働状況、過負荷の現状については、数値データをもとに示す。

2) ベトナム南部地域及びホーチミン市における、保健医療セクターの現状・課題と関連政策

ベトナム南部地域及びホーチミン市における保健医療セクターの現状・課題と関連政策を確認する。拠点病院、省病院の稼働状況、過負荷の現状については、数値データをもとに示す。

3) 事業の意義・必要性

上記1)、2)及びチョーライ病院の稼働（混雑）状況等を踏まえた上で、本事業の意義と必要性について検討する。

(2) 事業の目的及びスコープの検討

下記の項目を踏まえ、事業の目的及びスコープを検討する。

- 1) 事業の目的（当該事業のコンセプト、提供すべき医療サービスの内容を含む）
- 2) 事業地
ホーチミン市ビンチャン地区、面積 70,000 m²
- 3) 事業スコープ
 - ① 既存計画を踏まえた実施機関の意向の確認
保健省及びチョーライ病院が策定済である既存計画「PROJECT ON CONSTRUCTION THE SECOND BRANCH OF THE CHO RAY HOSPITAL」を踏まえ、チョーライ第二病院の診療科、医療レベル、規模、チョーライ病院及び他病院との役割分担と補完関係、人材育成等について、保健省、チョーライ病院の意向と方針を確認する。
 - ② 南部地域及びホーチミン市における医療ニーズの整理
想定される診療圏における医療サービス（リファラル体制を含む）の今後約30年の需要予測及び課題を整理する。
 - ③ チョーライ病院運営状況に係るレビュー
チョーライ病院の施設・機材能力、診療能力、人的資源、病院経営、患者満足度、下位病院とのリファラル・システムに関するデータ収集・関係者からの意見聴取の実施及び課題等を整理する。
 - ④ 周辺インフラの整備状況の確認
事業地におけるインフラ（電力、上下水道、道路）の整備状況を確認する。また高度医療を目指すことから、ITインフラの整備状況についても確認する。
 - ⑤ チョーライ第二病院の整備によるネガティブな影響の検討
チョーライ第二病院の建設による、拠点病院への患者の集中度の変化（都市部への更なる集中等）の見通し、周辺の下位病院とのリファラル体制へのネガティブな影響（人材配置やリファラル機能の不全等）の見通しについて検討する。
 - ⑥ 既存計画の批判的検討
上記①から⑤の検討を踏まえて、①の既存計画を批判的に検討する。
 - ⑦ 代替案の提案

⑥の批判的検証を踏まえ、既存計画に代わる代替案（本事業によるネガティブな影響の予防・緩和策を含む）を検討し、提案する。

（3） サイト状況調査

1） 自然条件調査

下記①、②、③を中心に、施設建設に必要となる地形、地盤、気象等にかかる以下の自然条件調査を行い、建設地としての妥当性を確認する（自然条件調査仕様については、別紙1「自然条件調査仕様書」を参照のこと）。本業務については、現地再委託により実施することを認める。

① 地形測量

- ・ 平板測量
- ・ 水準測量

② 地質調査

- ・ ボーリング
- ・ 標準貫入試験

③ 気象調査

- ・ 過去の気象/災害情報

2） インフラ調査

建設予定サイトの電力、給排水、水質、ガス、通信事情等のインフラ状況及び道路整備計画等について調査し、本事業の建設地としての妥当性を確認する。また、本事業は高度医療も視野に入れることから、IT インフラの整備についても確認する。

（4） 建設にかかる許認可の確認

病院施設建設に必要なベトナム側の建築基準、関連規程、入札手続き等の許認可体制と手続きについて確認する。

（5） 事業実施体制、運営・維持管理体制の検討

1） 事業実施体制

ベトナムで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業の実施における責任、監督、実施体制を確認する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理し、必要な体制について提案する。

- ① 実施機関全体の所掌業務、組織構造、財務状況、人員体制（法的位置づけを含む。）

- ② 実施機関の本事業実施上の責任・監督・実施体制（指揮命令系統、人員体制等の枠組み。法的位置づけを含む）
- ③ 実施機関の本事業に係る安全管理、品質管理、スケジュール管理、会計管理、行政手続き、環境社会配慮に係る体制、能力
- ④ 実施機関の当該類似事業実施の経験

2) 運営・維持管理体制

本事業終了後の維持・管理体制について、以下の項目を検討する。

- ① 運営・維持管理の方式（院内管理・外部委託範囲の検討を含む）
- ② 運営・維持管理のための組織
- ③ 運営・維持管理のための財源の確保

また、チョーライ第二病院がベトナムにおける高度医療の推進、品質管理のモデルとなる地域拠点病院を目指すことから、特に以下の点について、ベトナム側の要望を踏まえて検討を行う。

① 医療施設・医療機材の適切な保守管理体制

過去の類似案件の事後評価等から、機材の選定においては、病院の維持管理能力を見極めた上で選定する必要があるとの教訓が得られている。右教訓を踏まえ、医療施設、機材の整備、選定においては、実施機関の維持管理能力を考慮するとともに、機材の保守管理能力を備えた人材育成体制と必要な施設（例：メンテナンス・マニュアルを電子化したものを閲覧できるライブラリー等）も併せて検討を行う。

② リスク管理

院内感染対策、患者の安全対策、災害等非常時の対策等、リスク管理の面での品質管理を検討する。

③ 診療の効率化及び能力の向上

病院の混雑緩和と患者への医療サービスの向上のためには医療従事者の労力・診療時間の削減が求められるため、診療の効率化とそれによる診療能力向上についても検討する。

④ IT技術等の活用

ベトナム側にIT技術の活用を含む病院管理運営能力の強化の要望、中央レベルの病院への過度な患者集中の課題があることを踏まえ、電子カルテシステムや下位の病院とつないでの遠隔医療等のIT技術の導入の必要性及び具体的な運用方法、関連する人材育成について、検討する。その際、我が国が有する高度医療の知見の活用につき、ベトナム側の要望を踏まえつつ検討する。

⑤ 他の医療機関との連携

ベトナム南部地域の大学病院、他の医療機関との運営、リファラル体制、人材育成に係る連携体制、下位の地方病院の支援機能（人材育成、診療、機材の維持管理等）についても検討する。

また、病院運営・管理に関する我が国の官・民の知見、ノウハウの活用について、可能性及び具体的な方法について、確認、提案する。病院運営・管理体制の検討は、チョーライ第二病院に関し今後設立可能性のある日本国内有識者委員会の助言を踏まえて、実施する。

（６） 人材育成（技術支援）計画の検討

チョーライ第二病院の運営に必要な人材の確保と育成方法につき、チョーライ第二病院と一体的に運営されるチョーライ病院との連携も含めて十分に検討する。また、人材育成に必要な施設・設備の要否も含めて検討する。

人材育成（技術支援）については、病院整備の段階に合わせてタイムリーに実施するために、本事業（円借款）のコンサルティング・サービス業務の一環として実施する計画を優先的に検討するが、本事業に附帯する技術協力プロジェクトとして実施する可能性も勘案し、機構とも十分協議の上、下記２種類の案について提案する。

１）円借款のコンサルティング・サービス業務の一環として人材育成、技術支援を実施

２）円借款附帯技術協力プロジェクトとして、人材育成、技術支援を実施

その際、チョーライ病院及び他の医療機関からの医療人材の流出によるチョーライ病院の機能低下が起こらないよう配慮し、また、ベトナム及びチョーライ病院における保健医療人材の現状と課題を踏まえた、適切な医療人材の確保・育成計画とそれに必要な技術支援を検討する。

また、人材育成（技術支援）計画の検討は、（５）の２）運営・維持管理体制と同様に、チョーライ第二病院に関し今後設立可能性のある日本国内有識者委員会の助言を踏まえて、実施する。

（７） 事業計画の概要の検討

以下の項目につき、現地調査の結果をもとに検討する。

１） 建設工事、調達機材等の内容

施設規模、基礎インフラ整備、関連インフラ整備について計画する。

尚、チョーライ第二病院はチョーライ病院と一体的に運用されるため、

本事業に伴うチョーライ病院の施設の改修、整備の要否及びその計画についても検討する。

2) コンサルティング・サービスの内容

全体事業管理、詳細設計、入札・調達補助、施工監理、人材育成、技術移転の内容とその規模（MM）について、計画する。

(8) 概略設計の実施

事業計画を踏まえ、事業の概略設計を行う。概略設計には最低限以下の項目を含めるものとする。尚、本調査業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を機構が実施する際、その検討資料として用いられることとする。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時機構と協議すること。

1) 計画・設計の基本方針

サイト状況調査で検討する自然条件やインフラ・現地建設事情、施工後の維持管理に加え、提供する高度先進医療の内容、病院の品質管理、運営体制等を踏まえた上で、対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。施設の構造や、高度先進医療施設としての具体的設備等については、先方の要望を踏まえて検討を行う。

2) 概略設計図

3) 施工計画

- ① 施工監理方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ④ 施工監理計画
- ⑤ 品質管理計画
- ⑥ 資機材等調達計画
- ⑦ 実施工程

(9) 総事業費と資金計画の検討

1) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクトの概略事業費については、以下の指示に従って積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法を機構から指示することがある。

①事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他 1（融資非適格項目）

a) 用地補償等

b) 関税・税金

c) 事業実施者の一般管理費

d) 他機関建中金利

ク. その他 2

a) 完成後の委託保守費

b) 初期運転資金

c) 移転地整備にかかる費用

d) 研修・トレーニング費用、広報・啓発活動等に要する費用

e) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

②事業費の算出様式

事業費については、別途機構が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

③準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

④積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第14条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

⑤概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途機構が指示する様式にとりまとめ、提出する。

2) 資金計画（資金調達計画、機構融資対象部分の支出計画）

3) 年別資金計画

- 4) 内外貨区分
- 5) 税金の扱い
- 6) ベトナム側負担部分について

(10) 調達方法の検討

機構の調達ガイドライン（コンサルタント等の調達契約）に基づき、以下の項目について適切な調達計画を立案する。以下の項目以外にもあれば提案する。

1) 施設建設、機材

高度医療の推進に適した施設設備の建設及び機材の選定を行う。

2) コンサルティング・サービス（詳細設計、調達支援、施工監理、人材育成・技術移転）

特に、事業実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途機構に提出する。

1) ベトナムにおける当該類似業務の調達事情

- ・一般建設工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ・現地施工業者の一般事情

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等

3) コンサルタントの選定方法

- ・International Consultants の採否 等

4) 施工業者の選定方針

- ・PQ：Pre-Qualification 条件の設定
- ・LCB：Local Competitive Bid の採否
- ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

(11) 運用・効果指標の検討

本事業のモニタリング・評価においては、事業の効果を1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価する。定量的効果については可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、事業完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。本事業においては、定量的指標のうち、運用指標として①病床稼働率、②検査・手術数、③入院・外来・救急患者数、④内部収益率（EIRR/FIRR）等、効果指標として、①5歳未満児死亡率（1,000 出生あたり）、②乳児死亡率（1,000 出生あたり）、③妊産婦死亡率（10 万出生あたり）等を想定している。定性的指標として、病院の品質マネジメント向上、診療の効率性向上、地域医

療システムの改善による住民の健康増進、院内感染対策の強化による感染症リスクの抑制等を想定している。いずれの指標も、チョーライ第二病院に設置する診療科構成等を踏まえて今後見直す。

調査においては、上記を踏まえて本事業の運用・効果指標を提案し、指標基準値・目標値の設定、データ入手手段及びモニタリング手法の提案を行う。

(12) 環境及び社会面の配慮の確認

【環境影響評価】

- 1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - ① ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び社会経済状況等)の確認
 - ② 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境社会配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - ・ JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
 - ③ スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
 - ④ 影響の予測
 - ⑤ 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
 - ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
 - ⑦ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
 - ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
 - ⑨ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

【住民移転文書】

- 1) 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれる

べき内容は、以下①～⑫のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も機構へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- ① 用地取得・住民移転の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(13) 他事業との連携の提案

本事業の効果的な実施のため、ベトナム国内及び本事業地域における機構による他事業(有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト、民間連携各事業を含む)及び他援助機関による事業との連携の可能性を提案する。

(14) 本邦技術の活用等の検討

チョーライ第二病院がベトナムにおける高度医療の推進、品質管理、および効率的運営のモデルとなる病院を目指すことから、我が国が有する技術・ノウハウの活用を検討するため、本邦技術活用条件(STEP)適用の可能性を、関連する法規制等を踏まえた上で検討する。

具体的には、ベトナムにおける本邦医療器材メーカー及び海外メーカーの展開状況を確認し(市場規模調査)、本邦の医療器材等の技術を展開するための戦

略を検討する。また、施設・設備においても、環境等本邦技術の活用と展開戦略を検討する。

更に、本邦技術の導入において障害となるベトナム側の政策・制度、規制について分析し、我が国の対応策と共にベトナム側への改善案を提案する。

(15) 事業実施スケジュールの検討

調達手続きを含めた詳細設計／施工、人材育成の期間について、月単位のバーチャート（当機構の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（用地取得・住民移転含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

(16) 対象医療機関関係者の本邦訪問プログラムの企画・準備・実施・報告

高度先端医療及び病院の品質管理、運営・維持管理に係る我が国の知見を活用することを目的として、以下の要領で、協力準備調査中に実施機関関係者の本邦訪問プログラムを実施する予定である。

- 1) ベトナム国保健省担当者、チョーライ病院の医師、病院運営担当者、機材調達担当者、機材維持管理担当者等を7日間程度本邦に招聘し、日本の医療機材メーカー訪問や医療施設の視察等を行うプログラムを実施する。
- 2) プログラムの実施は、調査内で事業実施体制、運営・維持管理体制の検討を行う時期（2014年1月頃）とする。
- 3) 参加予定者は7名程度であり、具体的な参加者は調査開始後、ベトナム側との協議により決定する。

コンサルタントは、上記招聘プログラムの企画・準備・実施・報告を行う。具体的な業務は以下のとおりであり、機構との十分な調整の上、実施する。

- 1) 受入
 - ① 航空券の手配
 - ② 査証の手配（ただし、口上書の作成は機構が実施）
 - ③ 来日時・帰国時の空港送迎
 - ④ 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払
 - ⑤ 保険加入手続き
 - ⑥ 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
 - ⑦ 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配
- 2) 招聘プログラムの実施

- ① 招聘日程及びプログラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 視察資料の作成
- ⑤ 講義・実習・見学の実施
- 3) 招聘プログラムの監理
 - ① 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通訳等
 - ② 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
 - ③ 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空賃、国内交通費、日当、宿泊費、保険料、諸経費、講師謝金等）については、見積書に積算することとする。尚、見積もる際は以下の前提によること。

- ・実施機関参加者7名のうち、一般6名、準高級1名とする。
- ・実施機関参加者の日当・宿泊費については、一般、準高級とも、日当は一日当たり3,833円、宿泊費は一泊あたり10,000円を上限とする。

なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（5）準備調査報告書及び（6）デジタル画像集とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

（1）報告書の種類

1) 業務計画書

記載事項：調査全体の方針・方法・及び作業計画（ベトナム政府からの要望関連資料及び既存資料の分析をもとに検討）

提出時期：2013年10月下旬

部 数：和文4部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等
提出時期：2013年11月上旬
部 数：和文6部、英文15部（簡易製本）

3) インテリム・レポート（中間報告書）

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、対象地域の現況調査と課題の抽出、事業スコープと概略設計
提出時期：2014年2月上旬
部 数：和文6部、英文15部（簡易製本）

4) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）。完成予想図（イメージ）を含む。
提出時期：2014年5月下旬
部 数：和文6部、英文15部（簡易製本）

5) ファイナル・レポート（準備調査報告書）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）
調達方法、入札関連情報等が含まれる場合、一定期間報告書公開が制限されることとなるため、必要な入札関連情報については、報告書に含めるのではなく、別途資料として提出する。
提出時期：2014年6月下旬（ドラフト・ファイナル・レポートに対するベトナム側コメント提出から1カ月以内）
部 数：和文10部、英文25部、ベトナム語8部（製本）、CD-R3部

6) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像
提出時期：ファイナル・レポートと同時提出
部 数：CD-R2部

(2) 報告書の仕様

1) ファイナル・レポート以外の報告書についての作成仕様は、A4版ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本とする。

2) ファイナル・レポートの作成仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/kitei/index.html>)のとおりとする。

(3) 報告書の作成についての留意事項

1) 各種報告書の作成にあたっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記すること。

2) 価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。

3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号、略語等の統一性と整合性を確保すること。

4) 英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

5) 各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に機構に提出し、承諾を得ること。

第3. 調査実施上の条件

1. 業務の工程

本調査は、2013年10月下旬に開始し、約8カ月後の2014年6月の終了を目途とする。

調査工程及び各報告書の政策時期は、目途として以下の工程を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案するものとする。

月次	2013			2014						
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
国内作業										
現地作業										
報告書提出		▲ IC/R			▲ IT/R			▲ DF/R	▲ F/R	

IC/R:インセプション・レポート

IT/R:インテリム・レポート

DF/R:ドラフト・ファイナル・レポート

F/R:ファイナル・レポート

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

全体で約42MMとする。

（2）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/病院運営（2号）
- ② 病院建築計画（2号）
- ③ 経営分析
- ④ 病院管理（3号）
- ⑤ 保健医療・リファラル体制
- ⑥ 建築設計
- ⑦ 設備（電気）
- ⑧ 設備（機械・給排水）
- ⑨ 構造計算
- ⑩ 施工計画・調達・積算
- ⑪ 機材計画（1）／医療機材市場分析
- ⑫ 機材計画（2）／機材維持管理計画
- ⑬ 機材調達・積算
- ⑭ 情報管理・IT
- ⑮ 人材育成計画
- ⑯ 環境社会配慮
- ⑰ 医療廃棄物

（3）業務調整団員

必要に応じ、全体MMを超えない範囲で業務調整団員・人材育成計画補助を配置することを認める。なお、現地のリソースの活用を含め、より適切な団員配置、担当分野があれば、上記業務量を目途にプロポーザルで提案することを認める。

（4）その他

必要に応じ、英語—ベトナム語の通訳を現地にて備上することを認める。

3. 配布資料

・PROJECT ON CONSTRUCTION THE SECOND BRANCH OF THE CHO RAY HOSPITAL (保健省及びチョーライ病院によるチョーライ第二病院建設計画概要)

4. 見積条件

機構が定める「コンサルタント契約等の積算費目について」に基づき、コンサルタントの活動に必要な経費について積算すること。

5. 相手国側の便宜供与

携行機材の免税措置、カウンターパートの参加、安全に係る情報の提供、オフィススペースの提供等

6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。また、以下の項目以外に現地再委託による調査が妥当な項目があればプロポーザルにて提案すること。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 気象調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を予定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

7. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊

密に連絡をとるよう留意すること。

8. その他の留意事項

本業務については年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以 上

ベトナム国、チョーライ第二病院整備事業準備調査

自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質、水源などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、有償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

これらの調査については現地再委託を認める。また所要の費用は見積りに含める（内見積り）ものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的	施設の平面計画等を行うために必要な情報を把握する。
調査内容	平板測量、水準測量
調査数量	70,000m ²
調査仕様	縮尺 1/500
成果品	地形図（平面図、断面図）

(2) 地質調査

調査目的	構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を確認する。 掘削地点の選定のための地形/地質情報を入手する。
------	--

施設建設の位置決定の判断材料を入手する。
構造物の基礎の検討、地下埋設物の状況を把握する。
軟弱地盤等における構造物の沈下、液状化予測を行う。

調査内容	ボーリング、標準貫入試験、室内土質試験
調査数量	5本
調査仕様	室内試験項目（密度、湿潤率、一軸強度）
成果品	地質図（平面図、断面図）、ボーリング柱状図、室内試験結果

（3）気象調査

調査目的	建物計画、設備設計の情報を入手する。
調査内容	過去の気象/災害情報を遡って調査する。 天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、地震、災害履歴調査、他
調査数量	少なくとも過去10年
成果品	気象情報の分析結果